

「成年年齢引下げ」はいつから？

2018年に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

「成年年齢引下げ」で何が変わる！？

親の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになります

たとえば…



未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる「未成年者取消権」は、行使できなくなります。

本当に
必要な契約か
考えて！



マルチ商法的勧誘に注意！

CASE 1

化粧品や健康食品等を人に販売すると利益が得られる勧説され、商品を仕入れたところ…



CASE 3

友人や知人を誘って会員にさせると手数料が入ると勧説され、お金を支払ってサークルなどに入会したが…



CASE 2

学校や職場の先輩や知り合いから、「必ず儲かる」と勧説され、消費者金融で借金をして暗号資産（仮想通貨）を購入したが…



CASE 5

SNSで知り合った人から紹介されて定期購入だったなんて…



CASE 4

SNSに表示された広告から



注意すべき消費者トラブルは？

全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数をみると、成年になると、たどたんに相談件数が増えています。成年年齢が引き下げられると、今後、18歳～19歳の消費者被害が増えるおそれがあります。



※クレジットやローンは**借金**です。安易な気持ちで契約をしないことが大切です。
※飲酒・喫煙・競馬・競輪・競艇・オートレースは、これまでと変わらず20歳にならないとできません。
親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳になります

SNSで知り合った人から高額な収入を得られる副業サイトを紹介された。そのノウハウを知るために定期購入が条件となっていました。